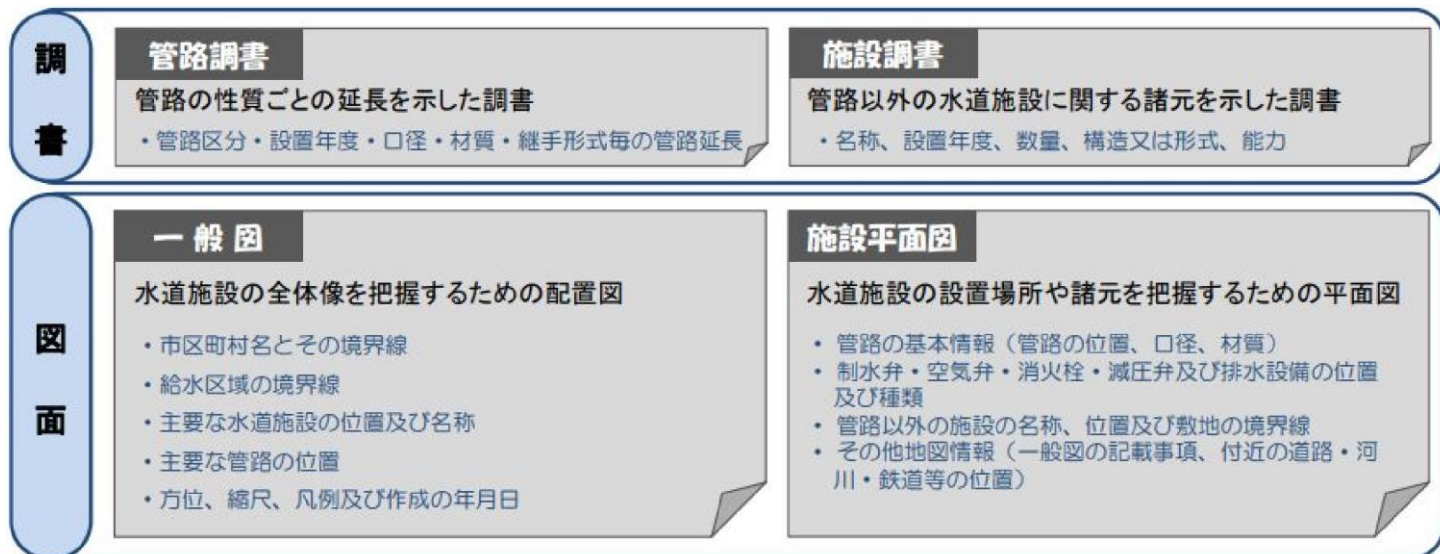


「水道施設台帳」の作成支援のご提案

1. 「水道施設台帳」作成の必要性

平成30年12月の水道法改正により、適切な資産管理の推進を図るため、「水道施設台帳」の**作成と保管が義務化**されました。**令和4年9月30日まで**が期限となっています。

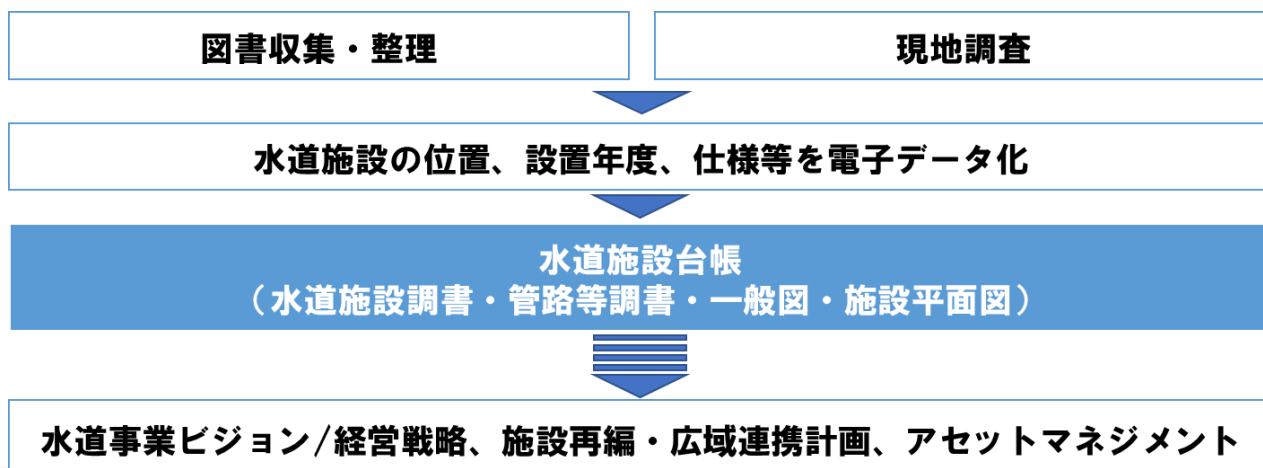
■ 調書及び図面として整備すべき情報



出典：「水道法改正の概要について」（厚生労働省） [Microsoft PowerPoint - ⑤資産管理.pptx \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/000016112_000016112.pdf)

2. 「水道施設台帳」作成の手順

作成した水道施設台帳は**“保管”**が義務付けられており、仕様が変更となった場合はデータ更新が必要となります。また、アセットマネジメントや危機管理対応など、多様な用途に活用するためにも水道施設台帳は**電子データ化**することをお勧めします。





3. 「水道施設台帳」の作成により期待される効果

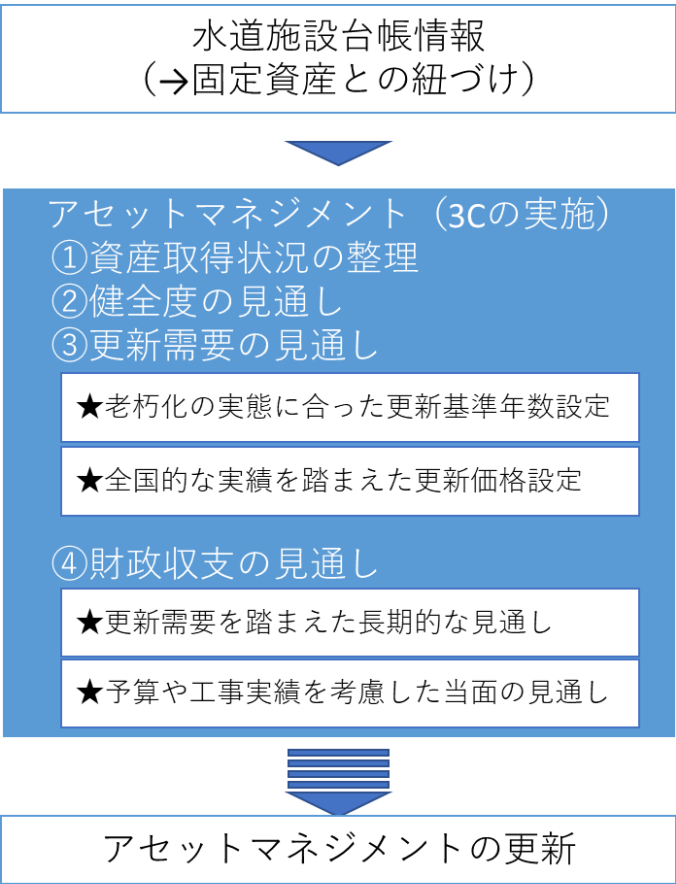
- | |
|--|
| 1) 水道施設の適切な把握に基づく管理の実施による 水道施設の適切な管理 （維持管理水準の底上げ） |
| 2) 保有資産の適切な把握とその精度の向上による アセットマネジメントの精度向上 |
| 3) 水道施設の基礎情報を整備・保管することによる大規模災害時等における 危機管理体制の強化 |
| 4) 広域連携や官民連携等の実現可能性 の調査・検討等に用いる資料の作成に活用 |

4. 東京設計事務所がご提案する「水道施設台帳」の作成と活用

東京設計事務所では、これまで手掛けてきた認可設計・計画・設計等の業務で培ったノウハウを活かし、関連図書の収集と現地調査を行い、**水道施設の位置、設置年度、仕様等を電子データ化**し、体系的で使い易い水道施設台帳を作成します。

この水道施設台帳のデータは、経営戦略、施設再編計画、アセットマネジメントにおいても基礎データとなるものであり、正確かつ漏れのないデータの整備が何よりも重要です。このため、資料がなく仕様等が不明な場合は、一定のルールに基づき**仕様等を推定して電子データ化**します。

また、簡易水道事業においては公営企業会計の適用が求められています。そこで、水道施設台帳のデータを固定資産台帳の資産データとして利用できる整備方法の提案や、補助金の申請に係る支援など、**各事業体のニーズ**に合わせた業務に対応します。



他の計画との連携（アセットマネジメントの例）

主な業務実績

- ◆ 東京都昭島市 水道施設管理計画策定業務委託（令和元年度）
- 茨城県坂東市 水道事業更新計画等策定業務委託（平成 29 年度）

お問い合わせ・資料のご請求

株式会社 東京設計事務所 東京支社

・プランニンググループ 神保士朗 TEL 03-3580-2757 shiro_jimbo@tokyoengicon.co.jp